



豊監公表第17号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）12月27日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

豊消総第1293号
令和4年(2022年)12月6日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 4年 1月 31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
消防局 警防課	備品台帳に記載されている備品について試査を行ったところ、デジタルカメラが廃棄されているのにその手続が行われていなかった。	廃棄されていた備品について、備品返納の手続きを行いました。

<p>消防局 警防課</p>	<p>防火水槽用地の住宅並びに倉庫用地としての使用許可については、昭和36年（1961年）の市道拡張に伴う用地買収の条件として引続き使用を認めてきているものであり、行政財産の使用許可に係る基準によることが著しく不適當又は困難と認められる特別の事由がある案件として決裁を得ているが、同基準において必要とされている特別の事由の公表がなされていなかった。</p> <p>また、その一方で、同基準に定める使用料減免基準（「本市の事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要のある事業の用に直接使用する場合」）に該当するとした行政財産使用料減額・免除申込書を提出させており、一貫性を欠く事務処理となっていた。</p>	<p>特別の事由を明確（事後公表）にしました。</p> <p>本件使用者に対して「行政財産使用許可申込書」と「行政財産使用料減額・免除申込書」が「行政財産の使用許可に係る基準」において一貫性を欠いている申請であることを説明し、「行政財産使用許可申込書」と「行政財産使用料減額・免除申込書」が一貫性のある表記内容として申請していただくこととしました。</p> <p>その後、申請を受け、財務部長の合議を経て消防局長の専決により決裁し「行政財産使用許可書」「行政財産使用料減免許可書」を発行しました。</p>
--------------------	---	--